

議案第 47 号 関連資料

明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事請負契約について

1 提案理由

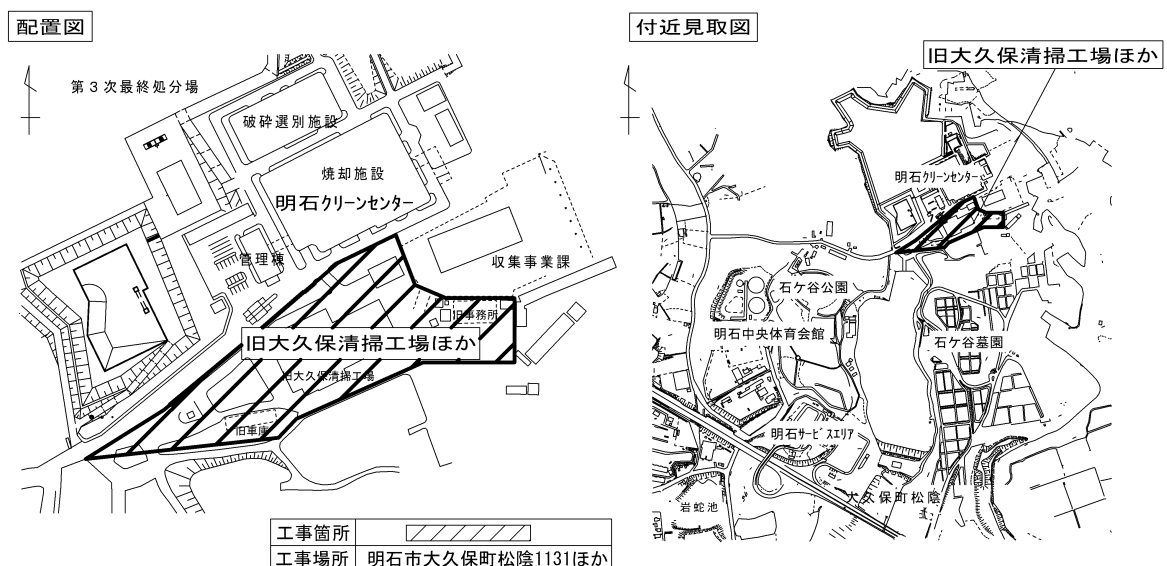
明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事の請負契約を締結することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案します。

2 事業の概要

本事業は、新ごみ処理施設の整備に先立ち、建設予定地内の既存施設（旧大久保清掃工場など）を解体撤去するものです。

解体施設	内 容	
旧大久保清掃工場 (休止中)	建築面積 3,458.35m ² 延床面積 8,926.78m ²	工場棟 : 鉄骨、鉄筋コンクリート造 地下 3 階 地上 5 階建 附帯施設: 排水処理設備棟、煙突、計量棟、危険物庫、プロパン庫
車庫	建築面積 247.02m ² 延床面積 247.02m ²	車庫 : 鉄骨造 平屋建
旧収集事業課事務所	建築面積 415.70m ² 延床面積 775.80m ²	事務所棟: 鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上 2 階建

(参考) 明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事



3 審査結果

本事業は、公募型プロポーザル方式により発注し、学識経験者等で構成される『明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会』の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定しました。（※詳細については、**別紙**『審査講評』をご参照ください。）

- (1) 参加者数 3 者
- (2) 優先交渉権者 三井住友建設株式会社 神戸営業所
- (3) 見積価格

	税抜	税込（参考）
① 見積価格	1,675,000,000 円	1,842,500,000 円
② 提案上限価格	2,581,000,000 円	2,839,100,000 円
①／② 割合	64.9%	

4 仮契約の締結

契約の相手方として、優先交渉権者と契約内容について協議・調整を行った後、見積書及び工事費内訳書等を徴取し、仮契約を締結しました。

- (1) 工事期間
契約締結日の翌日から 2027 年（令和 9 年）9 月 30 日まで
- (2) 工事の内訳

工 種	工事費（参考）
有害物等除去工事など	783,380,000 円
解体撤去工事	1,059,120,000 円
合 計	1,842,500,000 円

- (3) 財源内訳

【請負金額】（税込）		18.4 億円
内 訳	国 費	4.9 億円
	起 債	11.6 億円
	交付税措置額	5.3 億円
	市 費	6.3 億円
	一 般	1.9 億円

本市負担額 8.2 億円

5 今後の予定

- ・ 令和 7 年 7 月 ： 契約締結（契約議案可決後）
- ・ // ： 明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事 工事着手
- ・ 令和 9 年 9 月 ： // 工事完了

明石市
旧大久保清掃工場ほか解体工事

審査講評

2025年(令和7年)3月

明石市
新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会

目次

1	工事の目的.....	1
2	工事概要.....	2
3	優秀交渉権者の選定までの経過.....	4
4	審査結果.....	10
5	総評.....	14

1 工事の目的

明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事（以下、「本工事」という。）は、民間事業者のノウハウ・施工技術を十分活用し、旧大久保清掃工場ほか解体工事を効率的に行い、明石市（以下、「本市」という。）の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。なお、本工事完了後には本工事跡地で新ごみ処理施設の建設工事を予定している。また、本工事は環境省の循環型社会形成推進交付金制度を活用して実施するものである。

2 工事概要

(1) 工事名

明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事

(2) 解体場所

兵庫県明石市大久保町松陰 1131 番地ほか

(3) 敷地面積

約 1.568ha(工事範囲)

(4) 工事方式

本工事は、解体工事の設計・施工計画及び施工までを含む DB (Design Build) 方式により実施するものである。

(5) 業務範囲

本工事は、本施設の解体工事、及び関係官庁への各種届出までを含めた旧大久保清掃工場ほか解体工事に係る一切の業務とする。（下記に示す「本市が行う業務」を除く）

ア 事業者が行う業務

(ア) 事前調査等に関する業務

- ・電波障害調査
- ・近隣建築物調査
- ・解体撤去に必要なアスベスト、ダイオキシン類等調査
- ・その他、施設の整備に必要な調査（補完的な測量や地質調査を含む）

(イ) 工事の施工に関する業務

- ・解体撤去工事（解体設計・施工計画を含む）

※解体に当たり必要な既存ユーティリティの迂回や既存の車両・人動線の迂回工事を含む。

※解体物の運搬・処理・処分、スクラップ売却を含む。

※撤去に当たり事前に必要な既存施設内のダイオキシン類等の汚染物除去、アスベスト等の有害物除去を含む。

※資源物及び備品等を含め、本市が撤去した以外の残置物については、本工事で適正に撤去・処分すること。

- ・その他の工事（工事エリアに関する警備設備、工事に必要な電力・用水・排水・雨水・電話等各種ユーティリティの引込に係る工事、その他必要な工事（電柱撤去にかかる経費を含む））

(ウ) その他の業務

- ・必要な関係官庁届出等（事業者が行うべきもの）
- ・交付金申請など本市が行う関係官庁届出等の支援（経費負担も含む）
- ・本市が行う近隣住民対応の支援

イ 本市が行う業務

(ア) 事前調査等に関する業務

- ・アスベスト、ダイオキシン類等調査（代表点のみ）
- ・土壌汚染状況調査

(イ) 工事の施工に関する業務

- ・既存施設からの不要備品等の処理・処分
- ・電波障害対策工事
- ・事業者が行う工事施工の監理（モニタリング）

(ウ) その他の業務

- ・近隣住民対応
- ・必要な関係官庁届出等（交付金申請など本市が行うべきもの）

(6) 工事期間

工事期間は、次のとおりとする。

契約締結日の翌日から 2027 年（令和 9 年）12 月 28 日まで（約 30 ヶ月間）

※工期短縮に関する提案により、最大で 6 ヶ月間工事期間を短縮する場合がある。

3 優秀交渉権者の選定までの経過

(1) 明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会の設置

本市は、本工事における最優秀提案の選定において、透明性、公正性及び競争性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置した。

(2) 最優秀提案の選定方法

本工事の優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、最優秀提案の選定にあたり、選定委員会を通じて学識経験者等の意見を聴取する。

(3) 選定委員会の開催経過

選定委員会を以下の日程で開催した。

表1 選定委員会開催内容

回数	日程	解体工事に関連する主な内容
第1回	令和6年2月19日（月）	・委員長及び副委員長の選出 ・明石市新ごみ処理施設整備基本計画からの変更点等について ・参考見積依頼内容について ・事業者審査方法の概略について
第2回	令和6年11月26日（火）	・事業者選定スケジュールについて ・ゼネコンアンケートについて ・事業者募集要項について ・要求水準書について ・優先交渉権者選定基準書について ・様式集について
第3回	令和7年2月21日（金）	・事業者選定スケジュールについて ・第4回委員会の事前説明
第4回	令和7年3月12日（水）	・プレゼンテーション及びヒアリング ・加点審査 ・開札（事務局で実施） ・価格点算定及び総合評価値確定 ・答申

(4) 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定のスケジュールは下記のとおりである。

ア 募集及び選定の日程

内 容	日 程
募集公告（募集要項等の公表）	令和6年12月9日（月）
現地見学会（希望者のみ）	令和6年12月12日（木）～ 令和6年12月26日（木）
募集要項等に関する質問の受付	令和6年12月9日（月）～ 令和6年12月26日（木）
募集要項等に関する質問への回答の公表	令和7年1月9日（木）
参加表明書、参加資格審査申請書類及び提案書の受付	令和7年1月10日（金）～ 令和7年1月27日（月）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年3月12日（水）
最優秀提案選定	令和7年3月12日（水）
優先交渉権者決定（予定）	令和7年3月14日（金）

イ 契約締結等の日程

内 容	日 程
優先交渉権者公表（予定）	令和7年3月17日（月）
仮契約締結	令和7年5月上旬 予定
本契約締結	令和7年7月上旬 予定

(5) 優先交渉権者選定の手順

ア 参加資格審査

本市は、応募者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書類により、募集要項に示す参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

イ 提案審査

(ア) 提案書の基礎審査

本市は、提案書類に記載された内容が、優先交渉権者選定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

(イ) 提案書の加点審査（内容点）

選定委員会は、優先交渉権者選定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行い、内容点とする。なお、内容点が合計6点を下回る場合は失格とする。

(ウ) 開札

本市は、見積書に記載された見積価格が、提案上限額の範囲内であることを確認するとともに、見積価格を選定委員会に報告する。なお、開札の結果、見積価格が提案上限額を超えている見積参加者は失格とする。

(I) 見積価格の加点審査（価格点）

選定委員会は見積価格について、優先交渉権者選定基準に示す得点化方法に従って評価し、価格点とする。

(オ) 総合評価値の算定

選定委員会は、内容点と価格点を合計し総合評価値を算出する。

(カ) 最優秀提案者の選定

- a 選定委員会は、総合評価値が最も高い提案を行った応募者を最優秀提案者として選定する。
- b 総合評価値の最も高い提案が2以上ある場合、採点表（審査基準）の項目「価格点」の得点が最も高い者を選定する。
- c bの得点も同じ者が2以上ある場合、採点表（審査基準）の項目「工期の短縮」の得点が最も高い者を選定し、それも同点の場合は、くじにより受託予定者を選定する。

(キ) 優先交渉権者の選定

本市は、選定委員会における最優秀提案の選定結果をもとに、優先交渉権者を選定する。

(6) 参加資格審査

本市は、参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類から、募集要項に記載した応募者が満たすべき参加資格要件について確認し、確認の結果を代表企業に対し通知する。資格不備の場合は失格とする。

(7) 提案書の基礎審査

ア 審査方法

本市は、応募者から提出される提案書が以下に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。

基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について加点審査を行う。

表2 基礎審査項目

審査対象	審査項目
全般的事項	・提出が求められている書類が揃っていること。 ・提案書全体について、提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。 ・提案書全体について、指定された構成（項目の構成、ページ数制限等）となっていること。
工事にに関する事項	・各様式（「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。

(8) 加点審査の方法

ア 審査方法

選定委員会は、事業者から提案された見積価格及び提案内容について、総合的に審査を行う。

加点審査においては、提案書に関する事項及び見積価格に関する事項について提案内容を得点化した内容点及び価格点を算出し、その合計値を総合評価値とする。

イ 提案書に関する事項の得点化方法

選定委員会は、提案書に記載された内容について、要求水準書等に示す要件を超える部分に対して、その評価に応じた得点を付与する。

なお、提案内容の審査項目について、評価の視点ごとに、次の表に示す５段階評価に基づき各委員が個別に評価を行った上、選定委員会における協議により、最終評価を決定し内容点を算出する。

表３ 提案内容評価の得点化方法

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	配点 × 100%
B	A と C の中間程度	配点 × 75%
C	優れている	配点 × 50%
D	C と E の中間程度	配点 × 25%
E	特筆すべき提案がない (要求水準における最低限のレベルである)	配点 × 0%

ウ 見積価格に関する事項の得点化方法

開札を行い、見積書に記載された金額が、募集要項２（８）に規定する金額の範囲内であることを確認するとともに、次の方法により得点を付与し価格点を算出する。

なお、開札の結果、見積書に記載された金額が、募集要項２（８）に規定する金額を超える場合は失格とする。

- (ア) 応募者の中で、最小の見積価格となった提案に対し、価格に関する配点の満点を付与する。
- (イ) 他の応募者の提案については、最小の見積価格との比率により算出する。得点は小数点第三位以下を四捨五入した値とする。

(算定式)

$\text{提案価格点} = \text{満点 (80点)} - \frac{\text{最小の見積価格との差額}}{0.3 \text{ 億円} / \text{点}}$ ※ 1 点 = 0.3 億円と設定
--

※定量化限度額は設定しない。

エ 審査項目及び配点

加点審査における審査項目及び配点を、表４に示す。加点審査における各審査項目の配点及び評価の視点については、本市が本工事に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

表4 提案内容の評価項目及び評価ポイント

評価項目		配点	対応する様式	評価ポイント
内容点	Ⅰ．環境保全への配慮・地球温暖化対策への貢献			
	①工事中のダイオキシン類の曝露及び拡散防止	2 点	5 点	様式 7-1 ・工事実施にあたり、ダイオキシン類の曝露防止に関する対策（事前調査の計画、作業員の曝露防止、周辺への拡散防止、負圧密閉化及び管理区域の設定、除染作業の手順及び除染完了確認の方法等）について、想定する対策を具体的に示すこと。なお、提案にあたっては、対策の効果と費用を勘案すること。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。】
	②工事中のアスベストの飛散防止	2 点		様式 7-2 ・工事実施にあたり、アスベストの飛散防止に関する対策（事前調査の計画、作業員の曝露防止、周辺への拡散防止、負圧密閉化及び管理区域の設定、アスベスト除去工法等）について、想定する対策を具体的に示すこと。なお、提案にあたっては、対策の効果と費用を勘案すること。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。】
	③騒音振動等その他の環境保全対策	1 点		様式 7-3 ・工事の実施にあたり、既存のクリーンセンターを含む周辺施設、施設利用者に配慮した計画（工事中の環境調査、粉じん対策、騒音振動対策、排水対策、工事に伴う近隣対策、その他の環境負荷低減対策等）を具体的に示すこと。なお、提案にあたっては、対策の効果と費用を勘案すること。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。】
	Ⅱ．安全・安心・安定性			
	①工事中の安全対策	3 点	3 点	様式 7-4 ・工事中の車両・人動線について具体的に示すこと。特に、敷地内で稼働を継続するクリーンセンターや収集事業課の利用者（施設従事者を含む）との動線分離や、取り扱い部での安全対策について具体的に示すこと。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(2.0 点)】 ・同種の解体工事の施工実績件数について具体的に示すこと。なお、同種の解体工事とは、募集要項 4 （2）エに示すごみ焼却施設（一般廃棄物焼却施設）の解体工事の元請け完工実績とする。 【実績件数について、定量的に評価を行う。すなわち、1 件⇒E 評価、5 件⇒A 評価とし、その間の実績件数については按分にて評価を行う。(1.0 点)】
	Ⅲ．経済性・効率性			
	①工期の短縮	8 点	8 点	様式 7-5 ・工事の全体スケジュールを具体的に示し、工期を短縮するための工夫を示すこと。特に、複数の工程の並行化や、除染工程における分析待ち期間短縮や手戻りの防止、狭小敷地内での解体工事を行うにあたっての工夫（取合いの調整や、工事期間短縮・工事遅延防止のための対策等）について具体的に示すこと。 【要求水準書記載の標準工期（30 カ月）からの短縮期間に応じて定量的に評価を行う。すなわち、30 カ月(要求水準通り)⇒E 評価、24 カ月⇒A 評価とし、その間の提案については按分にて評価を行う。また、示された工夫の具体性に応じて定性的に評価の調整を行う。】
	Ⅳ．その他の提案			
	①地域経済への貢献	3 点	3 点	様式 7-6 ・本工事における地元企業の活用内容と活用規模・金額（施工体制台帳等で履行が確認できるもの）について、具体的に示すこと。なお「地元企業」とは、本市に本社・本店、支店・営業所、工場等を有するものとする。地元企業発注額として計上してよい下請の階層は問わないが、二重に計上することのないこと。(例えば、地元企業から地元企業への発注を行う場合、上位の地元企業でのみ計上すること。) 【地元企業への発注予定金額の提案に基づき、次のとおり得点化する。⇒配点 3 点 × 応募者の見積額 ÷ 応募者中の最高見積額】
Ⅴ．公共性（施策反映）評価				
公共性（施策反映）評価（その 1） （共同企業体の場合は代表企業）	0.5 点	1 点	様式 7-7～12 ・障害者の積極的雇用 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に係る障害者の雇用義務がある業者で、雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか。障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に係る障害者の雇用義務がない業者で、障害者の雇用があるか。 【雇用者数に応じて評価を行う。】 ・子育て支援への取組 結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくり・・・など 法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定 職場復帰しやすい環境の整備 子育て中の従業員向けの相談体制の整備・・・など 【取組の有無に応じて評価を行う。】 ・ジェンダー平等の推進に関する取組 仕事と家庭との両立のための環境整備、セクシャル・ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保・・・など フレックスタイム制、在宅勤務制度など セクハラについて相談や苦情のための特別窓口又はカウンセラーの設置 性別により評価することがないよう人事考課基準を明確化 事業所内託児所施設の設置・・・など 【取組の有無に応じて評価を行う。】	

評価項目			配点		対応する様式	評価ポイント
						・若年雇用者育成のための取組 エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定（単なる研修は除く）・・・など 【制度の有無に応じて評価を行う。】 ・更生支援のための取組 保護観察所への協力雇用主としての登録があるか 【登録の有無に応じて評価を行う。】 刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備 など※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る 【取組の有無に応じて評価を行う。】 ・労働安全衛生のための取組 厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか 【認定の有無に応じて評価を行う。】 【上記の評価結果の件数に応じて、 0 件⇒E評価、 7 件⇒A評価とし、その間の件数については按分にて評価を行う。(0.5 点)】
		公共性（施策反映）評価（その２） （共同企業体の場合は代表企業）	0.5 点		様式 7-13～15	・建設業における女性定着（活躍）に向けた取組 建設業（土木、建築）で定められる監理技術者資格を所有している女性技術者（１名以上）の雇用があるか（本工事への従事は問わない） 【取組の有無に応じて評価を行う。】 ・建設業における時間外労働の上限規制（働き方改革）に伴う取組 公共工事の現場において、週休二日制または、交代制週休二日制等の取組を実施したことがあるか 【取組の有無に応じて評価を行う。】 ・建設 DX の取組 公共工事において、デジタル技術（AI、ICT、IoT、i-Construction、ICT 建機、BIM、遠隔臨場、電子納品など）を取り込んで施工した実績があるか 【実績の有無に応じて評価を行う。】 【上記の評価結果の件数に応じて、 0 件⇒E評価、 3 件⇒A評価とし、その間の件数については按分にて評価を行う。(0.5 点)】
価格点	見積価格に関する事項		80 点		見積書	
合計				100 点		

4 審査結果

(1) 参加資格審査

令和 6 年 12 月 9 日（月）に公告を行い、令和 7 年 1 月 27 日（月）までに参加表明書、参加資格審査申請書及び提案書を受け付けたところ、次の 3 者からの応募があった。

本市は、応募者が参加資格要件を有することを確認し、令和 7 年 2 月 26 日（水）に応募者に対し参加資格結果を通知した。

なお、応募者に対して、ヒアリングの際は以下に示す応募者名を名乗るよう通知した。また、選定委員には企業名を知らせずに、加点審査を行うものとした。

表 5 応募者一覧

応募者名	明石鯛
代表企業	三井住友建設株式会社 神戸営業所

応募者名	明石だこ
代表企業	前田建設工業株式会社 神戸営業所

応募者名	明石のり
代表企業	村本建設株式会社 神戸営業所

(2) 基礎審査

令和 7 年 1 月 27 日（月）に 3 者より提案書が提出され、本市が基礎審査を行ったところ、基礎審査項目を満たしていることを確認した。

(3) 提案書の加点審査（内容点）

選定委員会は提案書について、令和 7 年 3 月 12 日（水）にヒアリングを実施し、優秀交渉権者選定基準に基づき加点審査を行い、内容点を算出した。なお、内容点の合計が 6 点を下回る失格者はいなかった。

表 6 加点審査（内容点）

評価項目	配点	明石鯛	明石だこ	明石のり
I. 環境保全への配慮・地球温暖化対策への貢献	5 点	4.50 点	3.50 点	4.00 点
①工事中のダイオキシン類の曝露及び拡散防止	2 点	1.50 点	1.50 点	1.00 点
②工事中のアスベストの飛散防止	2 点	2.00 点	1.00 点	2.00 点
③騒音振動等その他の環境保全対策	1 点	1.00 点	1.00 点	1.00 点
II. 安全・安心・安定性	3 点	3.00 点	1.75 点	2.50 点
①工事中の安全対策	3 点	3.00 点	1.75 点	2.50 点
III. 経済性・効率性	8 点	4.00 点	4.00 点	4.00 点
①工期の短縮	8 点	4.00 点	4.00 点	4.00 点
IV. その他の提案	3 点	1.52 点	1.56 点	3.00 点
①地域経済への貢献	3 点	1.52 点	1.56 点	3.00 点
V. 公共性（施策反映）評価	1 点	0.62 点	0.71 点	0.79 点
①公共性（施策反映）評価（その 1）	0.5 点	0.29 点	0.21 点	0.29 点
②公共性（施策反映）評価（その 2）	0.5 点	0.33 点	0.50 点	0.50 点
内容点	20 点	13.64 点	11.52 点	14.29 点

(4) 選定委員会が評価した事項

提案に対して、選定委員会が評価した事項を以下に示す。

表7 評価した事項

評価項目	評価した事項
Ⅰ. 環境保全への配慮・地球温暖化対策への貢献	
①工事中のダイオキシン類の曝露及び拡散防止	・ いずれのグループも、ダイオキシンばく露防止対策要綱に従い必要な対策が網羅されており、さらに計画を具体化する提案があった。 ・ 特に、明石鯛グループは、管理区域設定や区分について、当現場での現況に即した具体的な提案があった。明石だこグループは、除染工程の確実性において有効な提案があった。
②工事中のアスベストの飛散防止	・ いずれのグループも、大気汚染防止法に従い必要な対策が網羅されており、さらに計画を具体化する提案があった。 ・ 特に、明石鯛グループと明石のりグループは、アスベストの飛散レベルに応じた対策の計画に具体性があった。
③騒音振動等その他の環境保全対策	・ いずれのグループも、工事中の騒音・振動や粉じん対策、排水、建設廃棄物リサイクルを始めとした各種環境対策について具体的な提案があった。
Ⅱ. 安全・安心・安定性	
①工事中の安全対策	・ いずれのグループも、工事中の安全対策として、既存施設利用者との動線分離や、交通誘導員配置など具体的な提案があった。 ・ 特に、明石鯛グループと明石のりグループでは、同種工事における十分な実績が認められた。
Ⅲ. 経済性・効率性	
①工期の短縮	・ いずれのグループも、要求水準書に示す標準工期 30 か月から短縮する提案があった。短縮工期を定量的に評価するとともに、提案工期達成のための具体性・妥当性の観点から定性的に評価を行った。 ・ 特に、明石鯛グループと明石だこグループは、短縮提案の根拠が具体的に示されており、各種遅延リスクへの対応に具体性があった。
Ⅳ. その他の提案	
①地域経済への貢献	・ いずれのグループも地元発注について、意欲的な提案があった。評価は、提案金額による定量評価と、提案内容の具体性の観点から行った。
Ⅴ. その他の提案	
①公共性（施策反映）評価（その1）	・ 障害者の積極的雇用、子育て支援への取組、ジェンダー平等の推進に関する取組、若年雇用者育成のための取組などが認められ、取組件数に応じた評価を行った。
②公共性（施策反映）評価（その2）	・ 建設業における女性活躍に向けた取組、建設業における時間外労働上限規制に伴う取組、建設 DX の取組などが認められ、取組件数に応じた評価を行った。

(5) 開札

本市は、令和7年3月12日（水）の第4回選定委員会と同日に、選定委員会による内容点の加点審査が終了した後、見積書の開札を行った。

開札の結果、すべての応募者の見積価格が提案上限価格の範囲内であることを確認した。

(6) 見積価格の加点審査（価格点）

選定委員会は見積価格について、優先交渉権者選定基準に示す得点化方法に従って評価を行い、価格点を算出した。

表8 加点審査（価格点）

審査項目	配点	明石鯛	明石だこ	明石のり
見積価格	—	1,675,000,000 円	2,090,000,000 円	1,886,000,000 円
価格点	80 点	80.00 点	66.17 点	72.97 点

(7) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、応募者からの提案書の内容及び見積価格を総合的に評価し、総合評価値が最も高い者を最優秀提案者として選定し、本市に選定結果を答申した。

表9 選定結果

項目	配点	明石鯛	明石だこ	明石のり
内容点	20 点	13.64 点	11.52 点	14.29 点
価格点	80 点	80.00 点	66.17 点	72.97 点
合計（総合評価値）	100 点	93.64 点	77.69 点	87.26 点

5 総評

本工事は、民間事業者のノウハウ・施工技術を十分活用し、旧大久保清掃工場ほか解体工事を効率的に行い、本市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的として実施するものである。

公募型プロポーザル方式による発注に対して参加した３者は、いずれも国内でごみ焼却施設の解体実績を有し、本工事の確実な遂行が可能な技術力を有する事業者であった。また、民間事業者が有する創意工夫が発揮され、ノウハウを活用した提案を受けることができた。

事業者の提案書作成の努力と熱意に対し、深く感謝を申し上げる。

選定委員会では、あらかじめ公表された優秀交渉権者選定基準に則り、「環境保全への配慮・地球温暖化対策への貢献」「安全・安心・安定性」「経済性・効率性」「その他の提案」「公共性（施策反映）評価」の項目について、厳正かつ公正に審査を行った。

その結果、選定委員会は、「明石鯛」（三井住友建設株式会社 神戸営業所）を最優秀提案者として選定した。

なお、選定委員会は、三井住友建設株式会社 神戸営業所に対し、提案書において示された内容は勿論のこと、ヒアリングでの選定委員会からの意見を真摯に受け止め、誠実・確実な履行を期待するものである。特に、以下の点については強く期待する。

- ダイオキシン除染について、除染作業・手順については確実な方法を市と協議し決めること。
また、除染の完了確認とその判断に当たっては、確実に進めること。
- アスベスト除去について、関係機関との協議の上、安全側かつ確実な方法を市と協議し決めること。
- 工期について「27 か月」の提案であり、解体工事期間は令和 7 年 7 月(契約予定)～令和 9 年 9 月末となる見込みである。一方、後に控えている新ごみ処理施設の建設工事は令和 8 年 7 月(契約予定)であり、約 1 年間の設計期間の後、令和 9 年 7 月頃からの現地着工が想定される。したがって、解体工事と建設工事とのラップが想定されるため、市の意向を尊重し、互いの工程が成立するように協力し、真摯に調整するよう努めること。

最後に、今後、解体工事を安全かつ確実に進める中で、明石市と事業者との協議・協力の上で、継続して公共サービスの向上に積極的に取り組むことを、選定委員会として要望する。

令和 7 年 3 月 13 日

明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会 委員長